

### 3・13 鉄道運輸機構訴訟 判決要旨

---

【事件番号・事件名】 平成16年(ワ)第25357号、平成17年(ワ)第3676号・8267号・14130号、23764号・26900号、平成18年(ワ)第1306号 雇用関係存在確認等請求事件

【当事者】 原告 川端一男ほか34名  
被告 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【言渡日・法廷】 平成20年3月13日午前10時00分(103号法廷)

【担当部・裁判官】 民事19部(裁判長中西茂、蓮井俊治、本多幸嗣)

#### 【主文】

- 1 原告らの請求のうち、本判決確定の日の翌日以降の賃金の支払を求める部分につき、訴えを却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

#### 【事実及び理由の要旨】

##### 第1 主要な請求

(主位的請求)

- 1 原告らと被告の間に雇用関係が存在することの確認
- 2 被告は、未払賃金と慰謝料として総額約19億円を支払え。

(予備的請求)

解雇無効が認められないときは、被告は、賃金、退職金、年金の逸失利益と慰謝料として、総額約51億円を支払え。

##### 第2 事実の概要

原告ら(一部原告の被相続人を含む。以下も原告の被相続人を含んで「原告ら」ということがある。)は、いずれも国労組合員であり、国鉄改革時、JR各社に採用されず、国鉄を承継した国鉄清算事業団(事業団)の職員となり、3年の期限で再就職促進対策対象者となったが、再就職を果たせないまま3年が経過し事業団を解雇された。原告らは、本件訴訟において、当時の国鉄が原告らをJR採用候補者に選定しなかったこと等は、原告らが国労に所属していたことのみを理由とする不当労働行為であり、また、事業回による解雇は無効である等として、事業団を承継した被告の職員としての地位確認をするとともに、被告に対して、未払賃金や損害賠償等を請求した。

なお、国労は、国労組合員をJR採用候補者に選定しなかったことがJR各社の不当労働

働行為であるとして、JR各社を相手方とする救済申立てをし、労働委員会はこれを認め  
たが、これに対する取消訴訟は、JR各社が不当労働行為をしたのではないなどとして確  
定している(最高裁平成15年12月22日判決)。

### 第3 主要な争点

- 1 国鉄改革が違憲で、又は原告らの解雇が権利の濫用に当たり、解雇が無効といえるか
- 2 原告らが、その所属組合を理由として差別されたといえるか、いえるとして、そのこと  
に対する損害賠償請求権は、時効により消滅したといえるか

### 第4 主要な争点に対する判断

#### 1 主要な争点1について

憲法27条1項の趣旨、国鉄改革関連8法が国鉄の職員であった者に対する労働の機会  
を保障するに足りないものとはいえないこと、国鉄改革関連8法はいかなる労働組合に対  
しても不利益取扱いをしないことを前提として制定されていることに照らして、国鉄改革  
関連8法が、憲法27条1項や28条に違反しているとはいえない。

再就職促進法の適用が原告らとの関係で違憲となるかをみても、再就職促進法の失効を  
定める規定自体に、これを適用した場合に、憲法の各規定に抵触することになるような内  
容は含まないから、憲法違反の問題は生じない。

原告らの解雇は再就職促進法が失効し、雇用関係終了に向けた準備期間が終了したこと  
を受けて行われたものであり、理由がある。

以上によれば、原告らの解雇は無効とはいえない。

#### 2 主要な争点2について

(1) 原告らは、国鉄や事業団が行った不法行為として、①国鉄による不当処分等(不法  
行為①)、②国鉄によるJR各社への採用候補者名簿不記載(不法行為②)、③事業団に  
よる再就職支援活動の懈怠や就職妨害等(不法行為③)、④事業団による解雇(不法行為  
④)、⑤現在に至るまで、原告らをJR各社に就職させる努力を怠っていること(不法行  
為⑤)を、国鉄あるいは事業団の不法行為として主張し、これらの損害賠償義務を被告が  
承継したと主張するこれに対し、被告は損害賠償義務について消滅時効を援用する。

(2) そこで検討すると、原告らの解雇は無効とはいえないし、事業団や被告が原告らを  
JR各社に就職させる一般的義務を負うとはいえないから、不法行為④、⑤を認める余地  
はない。

不法行為①ないし③については、行為完了時から訴訟提起まで3年以上が経過している  
から、これらの不法行為について時効期間が経過しており、時効の中断措置がとられてお  
らず、被告による援用が権利濫用といえなければ、原告らの請求は認められない。そこで、

まず、被告による消滅時効の援用が認められるか検討する。

### (3) 不法行為①及び③の時効期間の経過

原告らの主張によれば、不法行為①が行われた時点は昭和58年4月から昭和62年にかけてであるし、不法行為③が行われた時点は遅くとも平成2年4月1日であると解されるが、原告らが主張する不法行為の態様からすれば、不法行為が行われたという時点で損害が発生したことや加害者が国鉄であることは、損害を受けたと主張する原告らには明確であるし、その損害賠償義務が存在するとすれば、当該義務を負うのは国鉄であり、国鉄改革後は事業団であることは明確である。このことに加え、本件全証拠によっても、不法行為①及び③について、原告らが不法行為時に損害や加害者を知り得なかった特別の事情も認められないことも併せて考慮すれば、不法行為①及び③に関する消滅時効は各不法行為の時点から進行すると解される。

したがって、不法行為①及び③については、3年の消滅時効期間が経過している。

### (4) 不法行為②の時効期間の経過

#### ア 原告らが不法行為②の加害者を知った時期

不法行為②において問題とされる行為は、採用候補者選定や採用候補者名簿作成といった行為であるところ、採用候補者の選定や採用候補者名簿の作成を行う主体が国鉄であることは国鉄改革関連8法の法文上明らかである。そして、原告らに対しては、昭和62年4月1日までにJR各社から採用通知がなく、採用もされなかったのだから、原告らは、遅くとも昭和62年4月1日までは、国鉄が原告らを採用候補者に選定せず、採用候補者名簿に記載しなかったことを知ったものと認められる。

以上によれば、原告らは遅くとも昭和62年4月1日までに、不法行為②の加害者を知ったと認められる。

#### イ 原告らが不法行為②に係る損害を知った時期

前記のとおり、不法行為②は、原告らがJR各社に採用されなかった昭和62年4月1日に完了し、これにより、原告らとJR各社との間には雇用関係は生じていないのであるから、一般的には、原告らがJR各社の採用候補者に選定されなかったことに伴う損害は、採用をされなかった時に、経済的損害、精神的損害ともに発生し、同時に、原告らは損害を知ったと考えられる。

採用候補者選定及び採用候補者名簿作成の過程の採用差別行為の結果として生じる具体的損害は、昭和62年4月1日付けで原告らがJR各社に採用されなかったことによるものである。原告らが採用されなかったことによる損害として観念する余地があるのは、慰謝料を除けば、逸失利益としての賃金相当損害金、退職金相当損害金、年金相当損害金であるが、これらの損害は、採用されなかったことと同時に発生する損害であって、法律に

詳しくない一般人にとっても認識し、容易に想定することができるものである。

これは慰謝料についても同様である。原告らが主張する精神的苦痛は、原告らが J R 各社の採用候補者に選定されなかったことにより、J R 各社に採用されるという期待権が侵害され、昭和 6 2 年 4 月 1 日以降、国鉄の鉄道事業を承継した J R 各社で勤務することができず、事業団の雇用対策支所等に配属されたことによる苦痛、さらに、平成 2 年 4 月 1 日には、本件解雇が行われ、国鉄との雇用関係を承継した事業団との雇用関係も終了したことによる苦痛というものである。そうだとすると、仮に原告らの上記主張が認められるとしても、上記のような精神的苦痛は、J R 各社に採用されなかったことによって始まるのであるから、昭和 6 2 年 4 月 1 日（遅くとも平成 2 年 4 月 1 日）に発生したものであることは明らかであり、損害が精神的苦痛である以上、その発生と同時に損害を知ったことも明らかである。

以上によれば、不法行為②に係る損害は、遅くとも昭和 6 2 年 4 月 1 日に（又は平成 2 年 4 月 1 日までに）発生し、原告らは同時にその損害の発生を知ったと認められる。

ウ 原告らが不法行為②に係る損害賠償請求権を事実上行使し得る状態にあったか

国労の中には、不法行為②の結果が発生する前（国鉄から J R に移行した昭和 6 2 年 4 月 1 日の前）から、事業団に対する損害賠償を提起した国労組合員や、訴訟提起を検討した地方本部もあるのであるし、実際に原告らの一部も、平成 4 年 1 1 月の時点において、事業団に対し、不法行為②に係る損害賠償責任を負うべきであるとの見解を表明していたことに照らせば、原告らが不法行為②について事業団に損害賠償請求をし得る立場にあることを想定することは容易であったというほかなく、原告らが事業団に対し損害賠償請求をすることは事実上できなかつたとは認められない。

原告らの多くが採用差別を不当労働行為であるとして J R 各社への採用等を求めていたとしても、それと同時に採用差別について損害賠償請求を事業団に提起することは、何ら原告らの行動と矛盾する行動ではなく、原告らにそのような権利行使を期待することがおよそ困難ともいえない。

エ 以上によれば、不法行為②についての消滅時効は昭和 6 2 年 4 月 1 日（遅くとも平成 2 年 4 月 1 日）から進行する。

（５）時効中断について

原告らが消滅時効の中断措置を採った事実はない。

（６）被告による消滅時効の援用が権利濫用となるか

原告らが所属する国労が本件最高裁判決時に至るまで不法行為①ないし③について J R 各社の不当労働行為であると主張し続けていたことは事実であることからすれば、原告ら

がその主張する損害を回復すべき手段をとっていたことは確かであるし、また、原告らの主張に係る証拠も国鉄による不当労働行為の有無につき、認定がおよそ不可能な程にまで散逸しているとも言い難いのも確かである。

しかし、原告らや国労は、不法行為①ないし③の損害賠償義務を被告が承継することを認識し、これを行使することが事実上可能な状態にありながら、J R各社に対する不当労働行為救済申立てをするのみで、被告や事業団に対する法的措置をとらなかったために、消滅時効が完成したのであるから、原告らが主張する不法行為が認められるとすれば、その賠償義務を負うべき被告との関係では、原告らは権利を行使しなかったというほかないし、民法の解釈上、不法行為に関する立証が可能であるからといって、直ちに消滅時効を援用することが権利の濫用として許されないとすることもできない。

不法行為②について、原告らの主張するとおり、国鉄が原告らが国労に所属していることを唯一の理由としてJ R各社の採用候補者に選定せず、採用候補者名簿に記載しなかったのだったとすれば、組織的かつ大規模な不当労働行為であるといえる。

そして、J R各社への採用をめぐる不当労働行為については、労働委員会が国労のJ R各社に対する申立てを認めて救済命令を発出し、最高裁判決においても5名の裁判官のうち2名がJ R各社の責任を認める少数意見を述べているように、原告らがJ R各社を相手方として救済申立てを行ったことは、全く誤った選択であったとはいえない。とくに、原告らがJ R各社との雇用を求めている以上、国鉄の業務のうち、鉄道にかかわる業務を引き継いだJ R各社を救済申立ての相手方としたことは、理解できる。

しかし、不法行為①、③については、上記の救済申立てとは直接の関係はないし、不法行為があったとすれば、その後間もない時期に損害賠償請求権を行使することに何らの支障や不都合はない。不法行為②についても、原告らが被告に対して損害賠償請求権を行使することが事実上できなかつたとは認められず、採用候補者の選定に関し、事業団に対する損害賠償請求等を行わず、J R各社を相手方とする救済申立てをしたのは、原告らによる選択の結果という面を否定することができない。救済申立ての結論が出るまで他の手段を並行して行使することをしなかった点についても、救済申立てを行った原告らの選択の結果ということができる。

他方で、原告らのようにJ Rの採用候補者に選定されなかつた者は、J R各社への採用の期待権を侵害されたとしても、それによってただちに職を失ったわけではなく、昭和62年4月1日以降、3年間は事業団職員として再就職の準備期間を待つことができたといえる。仮に原告らを採用候補者に選定しなかつたことが国労を差別したことによる不当労働行為であったとしても、国鉄の職員全員が、希望するJ R各社に必ず採用されるわけではなかつたのだから、採用候補者の選定が公正に行われたのであつても、原告らは必ずJ R各社に採用されたとはいえない。

このような事情が存する下では、加害行為の主体が国営企業である国鉄や事業団であつたことや、仮に加害行為の態様が悪質であつたとしても、不当労働行為に対する損害賠償

請求権について、時効による消滅を認めることが、著しく正義に反する、あるいは著しく不当であるということはできず、消滅時効の援用が権利濫用であるとは認められない。また、本件において、原告らが訴え提起や時効中断の措置をとることを被告や事業団が妨害したなど、原告らが期間内に権利を行使しなかったことが被告や事業団の責任によるものであるといった事情もない。

以上によれば、被告による消滅時効の援用が権利濫用とはいえない。

**第5** 以上によれば、原告らの請求は全部理由がない（将来請求を求める部分は不適法である。）。